

第三者に賠償した労働者から使用者に対する逆求償権が認められた事例

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第二小法廷
【裁判年月日】 令和 2 年 2 月 28 日
【事 件 番 号】 平成 30 年（受）第 1429 号
【事 件 名】 債務確認請求本訴、求償金請求反訴事件（福山通運事件）
【裁 判 結 果】 一部破棄
【参 照 法 令】 民法 715 条・1 条 2 項、労働契約法 3 条 4 項
【掲 載 誌】 裁時 1742 号 7 頁、労働判例ジャーナル 97 号 2 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25564902

香川大学教授 細谷越史

事実の概要

被告人（Y）の被用者であった原告人（X）は、事業の執行としてトラックを運転中に起こした交通事故に関し、被害者 A に加えた損害（1552 万 2962 円）をその相続人（長男）に弁済供託した後、Y に逆求償した（本訴請求）。一方、Y は A の相続人（二男）に支払った賠償金（1300 万円）を X に求償した（反訴請求）。

一審・大阪地判平 29・9・29 は、被用者の不法行為に基づく損害賠償債務と使用者の民法 715 条 1 項に基づく損害賠償債務は不真正連帯債務であり、使用者責任を負う使用者には、被用者との関係で、報償責任及び危険責任の原理から、実質的な負担部分が存在するがゆえ、被用者が使用者の負担部分についてまで賠償した場合には、使用者に対し求償できるとしたうえで、X は自己が負担すべき損害の 25%（713 万 740 円）を超える金額を Y に請求しようと判断した。なお、Y の反訴請求は棄却された。

これに対して、二審・大阪高判平 30・4・27 は、民法 715 条 1 項は、第三者が被用者から損害賠償金を回収できない事態に備え、使用者にも損害賠償義務を負わせたものにすぎず、被用者の使用者に対する求償の根拠とはならず、それゆえ被用者は、第三者の被った損害を賠償しても、共同不法行為者間の求償として認められる場合等を除き、使用者に求償することはできない旨判示して、X の本訴請求を棄却した（Y の反訴請求も棄却された）。これを受けて、X は上告した。

判決の要旨

原判決破棄（本訴請求部分）、差戻し。

「民法 715 条 1 項が規定する使用者責任は、使用者が被用者の活動によって利益を上げる関係にあることや、自己の事業範囲を拡張して第三者に損害を生じさせる危険を増大させていることに着目し、損害の公平な分担という見地から、その事業の執行について被用者が第三者に加えた損害を使用者に負担させることとしたものである」。「使用者責任の趣旨からすれば、使用者は、その事業の執行により損害を被った第三者に対する関係において損害賠償義務を負うのみならず、被用者との関係においても、損害の全部又は一部について負担すべき場合があると解すべきである。」

「また、使用者が第三者に対して使用者責任に基づく損害賠償義務を履行した場合には、使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防又は損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対して求償することができると解すべきところ（最高裁昭和 49 年（オ）第 1073 号同 51 年 7 月 8 日第一小法廷判決・民集 30 卷 7 号 689 頁）、上記の場合と被用者が第三者の被った損害を賠償した場合とで、使用者の損害の負担について異なる結果となることは相当でない。

以上によれば、被用者が使用者の事業の執行について第三者に損害を加え、その損害を賠償した場合には、被用者は、上記諸般の事情に照らし、

損害の公平な分担という見地から相当と認められる額について、使用者に対して求償することができるものと解すべきである。」

判例の解説

一 本判決の位置づけ

これまで、被用者ないし労働者が労働過程での過失等により損害を生じさせた場合、使用者から労働者に対する求償または直接的な損害賠償請求の可否や範囲については多くの裁判例が判断してきたが¹⁾、労働者から使用者に対する逆求償が争われたケースは僅かにとどまる。これは、被害を受けた第三者は、資力の乏しい労働者よりは、資力を有する使用者に損害填補を期待するのが通常であり、また従属的な立場にある労働者が使用者に逆求償を行うのは現実には困難だったからであろう。

こうした状況下で、本判決は、報償責任や危険責任の趣旨から、使用者は被用者との関係でも損害を負担すべき場合があること、求償は信義則により制限されるが逆求償は認められないとすることで使用者の損害負担が異なるのは相当でないことを理由に、最高裁として初めて逆求償権を容認した。

本解説は、まず、かかる判示がいかなる論理で逆求償を根拠づけるのか、それが逆求償を十分に具体的に根拠づけるかを従来の判例・学説に照らして考察する。

また、本件差戻審はいかなる範囲で逆求償を認めるべきかが課題となる。その前提作業として、従来の学説・判例と比較し、最高裁の補足意見にも鑑みて、労使間での損害分配のあり方を検討する。

二 逆求償権の根拠ないし理論構成

1 判例

これまで、使用者が直接被った損害の賠償請求及び求償請求を労働者に行うケースで労働者の責任が信義則上制限されうることが判例上確立してきた²⁾のに対して、逆求償の可否が争われるようになったのは近年のことである。

最近の事例として、信州フーズ事件・佐賀地判平 27・9・11³⁾は、被用者が第三者に加害行為を行った場合、被用者の損害賠償責任(民法 709 条)

と使用者責任(同 715 条)とは不真正連帯責任の関係にあり、また、報償責任原理から、被用者及び使用者の損害賠償債務については自ずと負担部分が存在し、一方が自己負担部分を超えて相手方に賠償したときは、その超えた部分について他方に求償できるとしたうえで、被害を受けた第三者に損害全額を賠償した被用者(駐車のため自動車をバックさせる際に後方を注視すべき義務に違反して停車中の訴外車両に衝突させた)は、その 7 割を使用者に逆求償しうることを認めた⁴⁾。判決は、終局的に使用者が負担すべき固有の責任があり、被用者も自己負担を超えて賠償した部分につき当然に使用者に求償できることを明らかにした⁵⁾。

本最高裁判決は、使用者責任の趣旨から、使用者は被用者との関係でも損害を負担すべき場合があるとしたうえで、被用者と使用者との内部関係における信義則に基づく負担決定(使用者は被用者に対し信義則上損害を負担する義務を負う)の根底に報償責任や危険責任の法理があり、この構造は求償の場合も逆求償の場合も変わらない(信義則上、逆求償権が認められる)と解するようである⁶⁾。しかし、逆求償の局面では、信義則による既存の権利(求償権)の行使制限から踏み込み、元来被害を受けた第三者に対する使用者の責任を根拠づける報償責任あるいは信義則を媒介として積極的に請求権を根拠づける必要があるが、これらが請求権の根拠として十分な説得力を持つかについては検討の余地がある⁷⁾。

2 学説

そこで、民法学説の議論⁸⁾に目を向けると、使用者責任を代位責任と解する通説的な立場では、使用者から被用者への求償を制限するという消極的レベルでの処理は可能であったが⁹⁾、積極的に被用者から使用者への逆求償権を肯定するのは困難である。たとえば、被用者と使用者の行為が共同不法行為になった場合にどれだけの負担部分があり、相互の求償権がどれだけ認められるかにより問題解決を図る学説¹⁰⁾によれば、共同不法行為が成立する極めて限られた場合にしか逆求償は認められない。

一方で、使用者責任を固有責任と捉える有力説によれば、両者の間に損失の負担割合が決定され、その割合に従い被用者からの逆求償も当然肯定される。ある学説は、民法 715 条 3 項は不真

正連帯債務の求償関係中に位置づけられ、不真正連帯債務者間の各自の負担部分は、過失の割合、結果発生に対する加功度や原因力を考慮して決定され、また、被用者が第三者に賠償した場合にも、使用者に分担請求（逆求償）できると説くが¹¹⁾、そこでは、使用者が被用者から直接被った損害の賠償責任の制限は対象にならない。

また、企業責任の思想や使用者の配慮義務（被用者の（軽）過失により損害が生じないような環境等を整備し、保険等により損害を填補する義務）に基づき、軽過失の場合に被用者を求償や直接的な損害賠償請求から完全に免責し、逆求償も容認する学説があるが¹²⁾、責任制限は被用者の重過失事案には及ばないようである。

さらに、民法 650 条 3 項の類推適用から、労働者が通常の過失で使用者に与えた損失は使用者が全額負担し（かかる損失負担は報償責任や「他人のためにする行為のリスク責任」からも正当化される）、重過失の場合も報償責任から使用者は損失の一部を負担すべきであり、求償権は使用者が負担すべき範囲で制限され、逆求償も可能であり、さらに、労働者は第三者に賠償する前に、使用者に対して、第三者に賠償して自分を免責させるよう請求することができる、と論じる学説もある¹³⁾。

こうした学説の議論状況に鑑み¹⁴⁾、本判決が依拠する報償責任や危険責任法理、信義則による根拠づけを補充すべく、労働（者）の従属性をふまえ経営上のリスクを明確化し使用者に帰責することを基本として、逆求償、求償制限、直接的な損害賠償の制限などを包括的に根拠づけうる理論構成を解明することが今後の課題となろう。

三 損害分配の根拠と基準

最高裁は、Xが逆求償できる額を更に審理させるため原判決を破棄、差し戻した。その前提となるX・Y間の損害分配につき考察する際に、主に従属的な労働者が直接使用者に与えた損害の分配法理を論じてきた労働法学説¹⁵⁾が参考になる。

学説は一方で、危険責任・報償責任の原則に基づき¹⁶⁾、またはそれに加え、労働契約の他人決定的性格、使用者との交渉力格差、信義則等に依拠して¹⁷⁾、諸事情を総合的に考慮して損害分配を図る。他方の学説は、報償責任・危険責任や信義則に加え、生存権保障（憲法 25 条、労基法 1 条 1 項）や国賠法 1 条 2 項の趣旨を援用したり¹⁸⁾、

業務命令の履行は広義の人事権行使により確保すべきことや賃金と損害リスクの不均衡¹⁹⁾という労働関係に即した具体的な根拠から、労働過程に通常随伴する軽過失による損害賠償責任は労働契約の解釈として完全に免責されると明確に主張する。最近の学説は、両説の論拠と課題をふまえ、危険責任・報償責任法理ないし経営上のリスクの帰責原則、「人たるに値する生活」の理念（労基法 1 条 1 項、憲法 25 条）、信義則を根拠に、他律的に働く労働者に随伴する軽過失による損害は、使用者が危険の回避を図り、保険加入等によりリスクを分散できるがゆえ、使用者が基本的に負担すべきとしつつ、厳しい労働条件や経営方針等の下で時に生じうる労働者の重過失による損害の場合、それは一定程度使用者側のリスクとして帰責され、重大な損害賠償義務は労働者の生活を危殆に瀕せしめるがゆえ、労働者の責任範囲は、事故・損害の予防、損害の分散、賃金と損害額の関係、賃金による損害の補償に要する期間等を勘案して限定されると主張する²⁰⁾。

それでは、本件での損害分配のあり方を考察する。一方で、Yは貨物運送を営む資本金 300 億円以上の株式会社である（事業の性格、規模）。最高裁の補足意見（菅野・草野裁判官）もXとY各自の属性と双方の関係性を重視する。つまり大規模な上場会社と労働者との非対等な関係性が出発点である。Xはトラック運転手として荷物の運送業務に就いていたが（被用者の業務の内容）、当該業務は高額の対人的損害等が発生する一定のリスクを常に伴う。また、Yは貨物車運転に伴う重大な損害事故のリスクを包括的にカバーする保険に加入すべきだったのに（損失の分散についての使用者の配慮の程度）、事業に使用する車両全てにつき任意の自動車保険に加入していなかったという点にリスク分散の重大な懈怠が認められる²¹⁾。前記補足意見が、賠償金をその都度自己資金で賄うというYの自家保険政策は、Xの負担額を小さくする方向に働く」と指摘するのは当然である²²⁾。

他方で、Xは信号機のない交差点を右折する際、同交差点に進入してきた被害者Aの運転する自転車にトラックを接触させ転倒させる死亡事故を起こした。一審は、Xの過失は軽いものであるとはいえず、職業として自動車を運転する者としてその責任は重いと判断した（加害行為の態様）。遅刻や欠勤がなく、本件事故まで問題を起こさなかつ

たことは（勤務態度）、Xに有利に考慮される。

Yは交通事故を起こした被用者に損害賠償請求や求償請求をした前例がなかったこともXに有利に働く（その他諸般の事情）²³⁾。また、XはYに罰則金40万円を支払い、本件事故を契機に退職し、退職金は約3万5000円であったようである。罰則金に加え、仮に退職金が減額されていたならば、かかる損害填補機能を持つ手段の行使がXの責任を限定する方向で考慮されるべきである²⁴⁾。さらに、本件事故による損害額の合計は2852万2962円で、Xの月収（約23万円）の約124倍に上り、両者は明白に不均衡である。一審は、Xの過失を軽くしないとしながらも、その責任を損害の25%（713万740円）に制限したが、これは、一般的に裁判例が労働者の重過失事案で損害の約50%から70%に負担割合を制限するのと比べ²⁵⁾、重大な損害の負担能力の欠如も一定程度勘案して、低く限定されている。損害の25%（月収の約31倍で推定年収の約2.5倍）の賠償であっても、基本的に賃金（の一部）を弁済に充てる労働者の生活を経済面・精神面で長期間危険にさらすことも考慮すれば、より低減されたXの負担割合が差戻審で判断される可能性がある。

●——注

- 1) 判例の整理・分析については、道幸哲也「労働過程におけるミス理由とする使用者からの損害賠償法理」労働判827号（2002年）6頁以下、細谷越史『労働者の損害賠償責任』（成文堂、2014年）157頁以下参照。
- 2) とくに茨城石炭商事事件・最一小判昭51・7・8民集30巻7号689頁。解説として、中原太郎「使用者から被用者への求償権の制限」窪田充見＝森田宏樹編『民法判例百選Ⅱ（第8版）』（有斐閣、2018年）192頁以下参照。
- 3) 労働判1172号81頁。
- 4) 同事件・鳥栖簡判27・4・9労働判1172号87頁も同旨。
- 5) 天澤孝子「使用者責任が成立する場合において、被害者に損害賠償した被用者の使用者に対する求償を認めた事例」ひろば70巻10号（2017年）71頁以下参照。
- 6) 水町勇一郎「被用者から使用者への逆求償の可否——福山通運事件」ジュリ1543号（2020年）5頁参照。
- 7) 高井洋輔「労働者から使用者への逆求償を認めた例」民商155巻3号（2019年）545頁以下参照。
- 8) 民法学説の展開については、遠藤浩編『基本法コンメンタール債権各論Ⅱ（第4版）』（日本評論社、1996年）80頁以下〔平野裕之〕、田井義信「求償」山田卓生＝國井和郎編『新・現代損害賠償法講座第4巻 使用者責任ほか』（日本評論社、1997年）110頁以下参照。
- 9) たとえば、我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為』（日

本評論社、1937年）178頁によれば、使用者の求償権は、過失相殺の適用により、賃金の低廉、過度な労務、不十分な企業設備、規律のみだれなどが労働者の加害行為の原因となっていることを理由に制限される。

- 10) 加藤一郎『不法行為』（有斐閣、1957年）190頁。
- 11) 椿寿夫「民法715条3項による求償権の行使に過失相殺の類推適用が認められた事例」判時525号（1968年）121頁以下。
- 12) 川井健「使用者がその事業の執行につき被用者の惹起した自動車事故により損害を被った場合において信義則上被用者に対し右損害の一部についてのみ賠償及び求償が許されるにすぎないとされた事例」金判515号（1977年）4頁以下。
- 13) 宮本健蔵『安全配慮義務と契約責任の拡張』（信山社、1993年）353頁以下。
- 14) この他、逆求償の根拠を不当利得とみなす見解として、四宮和夫『不法行為（事務管理・不当利得・不法行為中巻・下巻）』（青林書院、1992年）712頁以下、高井・前掲注7）546頁参照。
- 15) 労働法学説の議論状況については、細谷・前掲注1）150頁以下参照。
- 16) 山川隆一『雇用関係法（第4版）』（新世社、2008年）84頁。
- 17) 土田道夫『労働契約法（第2版）』（有斐閣、2016年）195頁。
- 18) 林和彦「労働者の損害賠償責任」角田邦重＝毛塚勝利＝浅倉むつ子編『労働法の争点（第3版）』（有斐閣、2004年）152頁。
- 19) 道幸・前掲注1）13頁以下。
- 20) 細谷・前掲注1）185頁以下。西谷敏『労働法（第3版）』（日本評論社、2020年）227頁以下は、ほぼ同旨を説く。
- 21) 判例は、自動車運転業務の事案で対人・対物賠償責任保険、車両保険等の任意保険不加入の責任を使用者に帰責してきた（福岡高判昭47・8・17交民集5巻4号919頁、茨城石炭商事事件・最一小判昭51・7・8民集30巻7号689頁、富隆運送事件・名古屋高判昭61・12・24交民集19巻6号1556頁参照）。
- 22) 本件事故当時に近い2011年度の営業用普通貨物車の対人賠償保険の普及率は69%、対物賠償保険は68.7%、車両保険は17.9%であった（損害保険料率算出機構『自動車保険の概況平成24年度』88頁以下）。2019年度の普及率は各々数%ずつ改善したものの（損害保険料率算出機構『2019年度自動車保険の概況』118頁以下）、判例法理と運送業界の保険加入の必要性をめぐる認識の隔たりはなお大きい。
- 23) 判例は、同種の事故に対する使用者からの損害賠償請求等の異例さを労働者に有利となるよう考慮する（K興業事件・大阪高判13・4・11労働判825号79頁参照）。
- 24) 細谷・前掲注1）171頁以下参照。
- 25) 細谷・前掲注1）160頁以下参照。